

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和6年5月29日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300308号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400011号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額として、令和元年8月9日は3万3,000円から9,000円、令和元年12月10日は23万2,000円から4万6,000円、令和2年4月10日は17万7,000円から3万5,000円に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年8月9日

② 令和元年12月10日

③ 令和2年4月10日

令和元年8月9日、同年12月10日及び令和2年4月10日について、私の年金記録に、A社から賞与支払いがあったとされているが、当該賞与は、毎月の自分の給料より積立されたものを受け取っただけであり、賞与ではないので、当該賞与記録を取り消してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の賞与計算に係る事業所資料及び同社の社会保険事務担当者の陳述によれば、同社では、社員の賞与額について、賞与支給月の前4か月の各月において、各人の営業収入を基に「賞与積立」として計算し、当該賞与積立の80%（令和元年7月分は70%）を当該月の給与に合算（賞与の前払い）して支給し、賞与時には20%（令和元年7月分は30%）に相当する額の4か月分を合計して支給しているところ、請求期間において、賞与時に支払われた額と各月の給与時に支払われた分の合計額を賞与額として届け出ていることから、オンライン記録において、請求者の同社における標準賞与額は、賞与支給月の前4か月の賞与積立の合計額（請求期間①は3万3,000円、請求期間②は23万2,000円、請求期間③は17万7,000円）が記録されている。

しかしながら、請求期間の賞与額は、請求者から提出された給与明細書及び賞与明細書、A社から提出された賃金台帳並びに事業主の回答により、請求期間①は9,942円、請求期間②は4万6,408円、請求期間③は3万5,581円であったことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における標準賞与額として、令和元年8月9日は9,000円、令和元年12月10日は4万6,000円、令和2年4月10日は3万5,000円に訂正することが必要である。